札幌工科専門学校モエレ会会則

第1章総 則

- 第1条 本会は札幌工科専門学校同窓会モエレ会と称し、通称モエレ会という。
- 第2条 本会は正会員と特別会員及び名誉会員をもって組織する。
 - 2項 正会員は次の各号に該当する者とする。
 - (1) 札幌工科専門学校の卒業者(修了者を含む)
 - 3項 名誉会員は次の各号に該当する者とする。
 - (1)母校の理事長、設置者、理事、歴代校長。
 - 4項 特別会員は次の各号に該当する者とする。
 - (1)母校の現教職員及び教職員であった者。但し、第2条2項の規定による正会員を除く。
 - 5項 会員に次の行為があったときは役員会の決議を経て除名することができる。
 - (1)会則又は総会の決議に違反する行為
 - (2)本会の対面を毀損する行為
- 第3条 本会の事務局は札幌工科専門学校内に置く。
- 第4条 本会は会員相互の親睦を図り、同時に母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1)会誌(会員名簿を含めて)の発行に関すること。
 - (2)会員の親睦、技術の向上に関すること。
 - (3)母校の各行事への協力に関すること。
 - (4)その他、目的達成に必要と認める事業に関すること。
- 第6条 本会は次の機関を置く。
 - (1)総会
 - (2)役員会
- 第7条 総会は役員会で議決した事項の承認を行う定期総会は2年に1回開催し、臨時総会は役員会において必要と認めた場合に招集することが出来る。
 - 2項 総会の出席者の過半数の賛成をもって承認とする。
- 第8条 役員会は、第10条の名誉会長、会長、副会長、幹事長、幹事、会計幹事及び顧問をもって構成する。
 - 2項 役員会は本会の事業に対する企画、運営及び総会の招集を行う。
 - 3項 役員会は出席者の過半数の賛成をもって承認とする。

第2章 役 員

- 第9条 本会は次の役員を置くものとする。
 - (1)名誉会長 1名
 - (2)会長 1名
 - (3)副会長 若干名

(4)幹事長 1名

(5)幹事 若干名

(6)会計幹事 2名

(7)顧問 若干名

(8)会計監査 2名

第10条 役員の選出は次の通りとする。

- (1)会長、副会長、幹事長、会計幹事、会計監査は正会員の中から選出し、また顧問は特別会員の中から 名誉会長が推薦する。それぞれ総会にて出席者の過半数の賛成をもって承認を受ける。
- (2) 名誉会長は母校の理事長とする。
- (3)役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

第3章 会計

第11条 本会の経費は正会員の会費をあてる。寄付金も含むものとする。

- 2項 会費は終身会費10,000円又は年会費1,000円とし、いずれかを選択することができる。但し、年会費から終身会費に移行する場合は、既納されている年会費を終身会費に充当することは出来ない。(平成8年度入学生より入学時において終身会費を徴収する)
- 第12条 本会の決算は会計監査を受け、総会で承認を受ける。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 補 足

第14条 本会の会則は総会出席者の過半数の賛成があれば改正することができる。

第15条 本会則は平成13年8月25日から実施する。

本会則は平成17年8月27日から実施する。

本会則は平成21年8月22日から実施する。

本会則は平成26年3月1日から実施する。

〈備考〉

総 会 正会員

│役 員 会│…… 名誉会長、会長、副会長、幹事長、

幹事、会計幹事、顧問